

道路告示データシステムに関して

【質問】

供用開始告示の告示行為として法的に認められるツールとして使えますか

【回答】

道路告示データシステムは、道路法第18条に基づく告示行為がなされた情報を、**DRM協会**のHP（ホームページ）で提供するものです。したがって、**DRM協会**によるHPでの提供は法律に基づくツールではありませんが、提供する内容は、告示行為に基づく内容を反映しています。